

地方独立行政法人加古川市民病院機構契約規程

制定 平成23年 4月 1日

規程番号 第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人加古川市民病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人加古川市民病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札に参加する者の資格)

第2条 法人が行う一般競争入札に参加できる者は、加古川市の入札参加資格者名簿に登載されている者及び法人の入札参加資格を得ている者とする。

- 2 理事長は、前項の法人の入札参加資格の審査について申請があったときは、審査のうえ、適合した者に入札参加資格を与えるものとする。
- 3 前項の法人の入札参加資格申請の手続き等詳細については別に定める。
- 4 理事長は、前3項に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

(一般競争入札に参加させることができない者)

第2条の2 理事長は、特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を入札に参加させることができない。

- 2 理事長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な入札の執行を妨げたとき、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 前各号の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき。
 - (7) その他理事長が必要と認めるとき。
- 3 理事長は、加古川市により指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、一般競争入札に参加させないことができる。

(一般競争入札の公告)

第3条 一般競争入札の公告は、別に定める医療機器等の一般競争入札の場合は入札執行の7日前まで、その他の場合は入札執行の日前10日（いずれの場合も特別な理由があるときは5日）までに次の各号に掲げる事項を、法人における掲示その他の方法により行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札に必要な書類を示す場所
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事に係る公告は、前項の規定にかかわらず建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する見積期間をおいてしなければならない。

（入札保証金の納付及び還付）

第4条 会計規程第43条第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る入札額の100分の5以上の金額とし、開札前までに納付するものとする。

- 2 入札保証金は、開札が終わったとき、又は入札を中止したときに還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができる。
- 3 入札保証金は、入札を延期し、又は停止したときは還付することがある。
- 4 落札者が納付した入札保証金は、第2項ただし書の規定により契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

（入札保証金の免除）

第5条 理事長は、会計規程第43条第2項の規定により、一般競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) これまでの契約実績等により、社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有し、契約を締結しない恐れがないと認められるとき。

（入札の執行の中止又は延期）

第6条 理事長は、一般競争入札を行うにあたり、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、その入札の執行を中止し、又は入札期日を延期することができる。

（一般競争入札における予定価格）

第7条 理事長は、一般競争入札に付する事項の予定価格を決定し、その予定価格（第10条及び第11条の規定による、低入札調査基準価格及び最低制限価格を含む。）を封書にして、開札の際、これを開札の場所におかななければならない。

2 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、単価契約

の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めなければならない。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第8条 理事長は、一般競争入札の開札を行うときは、第3条第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせてしなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 理事長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第11条の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第9条 理事長は、一般競争により落札者を決定する入札において、同価の申し込みをした者が2人以上あるときは、直ちに当該申込者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

(低入札価格調査基準価格による落札者の決定)

第10条 理事長は、会計規程第41条第1項ただし書の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするか否かを決定するための調査をすることができることとし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格を設けるものとする。

(最低制限価格による落札者の決定)

第11条 理事長は、会計規程第41条第1項ただし書の規定により落札者を決定しようとするときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

(総合評価制度による落札者の決定)

第12条 理事長は、会計規程第41条第2項に基づき落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価による一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ当該総合評価による一般競争入札にかかる申込みのうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利な者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

- 2 理事長は、総合評価による一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第3条の規定により公告をするときは、同項の規定により公告しなければならない事項のほか、総合評価による一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価による一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(入札の無効)

第 12 条の 2 理事長は、一般競争入札において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札を無効とすることができる。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないとき
- (3) 入札者又はその代理人が同一契約について 2 通以上の入札をしたとき
- (4) 談合その他の不正行為によってされた入札と認められるとき
- (5) 入札保証金を納付すべき場合において、所定の入札保証金が納付されていないとき
- (6) 入札者の氏名及び押印のない入札をしたとき（電子入札を除く）
- (7) 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印のない入札をしたとき
- (8) 鉛筆等訂正の容易な筆記具による入札をしたとき
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したとき

(指名競争入札による契約)

第 13 条 会計規程第 38 条第 2 項の規定により指名競争入札に付することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名競争入札に参加する者の資格)

第 14 条 第 2 条第 1 項、第 3 項から第 5 項まで及び第 2 条の 2 の規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

(指名競争入札に参加する者の指名等)

第 15 条 理事長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、理事長は、第 3 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項について指名する者に通知しなければならない。この場合において、当該競争に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第 6 条に規定する見積期間において通知しなければならない。

3 理事長は、第 1 項の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、3 人以上を指名しなければならない。

(指名競争入札にかかる入札保証金等)

第 16 条 第 4 条から第 11 条まで及び第 12 条の 2 の規定は、指名競争入札を行う場合に準用する。

(随意契約)

第 17 条 会計規程第 38 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。
 - ア 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。） 500 万円
 - イ 財産の買入れ 320 万円
 - ウ 物件の借入れ 160 万円
 - エ 財産の売払い 100 万円
 - オ 物件の貸付け 60 万円
 - カ アからオに掲げるもの以外のもの 200 万円
 - (2) 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争に適しないものをするとき。
 - (3) 緊急の必要により入札に付することができないとき。
 - (4) 入札に付することが不利と認められるとき。
 - (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (6) 入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。
 - (7) 落札者が契約を締結しないとき。
 - (8) 国、地方公共団体その他の公的法人、公益法人、特別の法律により設立された法人と契約するとき。
 - (9) 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い又は有償で貸し付けるとき。
 - (10) 単価契約の方法により契約を締結するもので、その性質が競争入札に適しないものをするとき。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、特に理事長が承認したとき。
- 2 前項第 6 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第 1 項第 7 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前 2 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(見積書の徴取及び省略)

第 18 条 理事長は、随意契約によるろうとするときは、加古川市の入札参加資格者名簿又は法人の入札参加資格者名簿（以下これらを「資格者名簿」という。）に登載されている者のうちのなるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資格者名簿に登載されていない者から見積書を徴することができる。

- (1) 資格者名簿に登載されていない者と契約しなければ、契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 1回の取引の金額が10万円以下のとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が承認したとき。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものと理事長が認めた場合には見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 慣習上見積書を徴する必要のないものとして、理事長が認めたとき。
- (2) 迅速に契約しなければ法人の業務の遂行に支障を及ぼすと認められるとき。
- (3) 契約事務の実情を勘案し、見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。

(せり売り)

第19条 会計規程第38条第2項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

2 第3条第1項、第4条から第7条までの規定は、せり売りの場合に準用する。

(契約書の作成)

第20条 理事長は、契約を締結しようとするときは、契約書に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 契約金額の支払又は納付の方法
- (4) 履行期限又は期間
- (5) 契約保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

(契約書又は請書の省略)

第21条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができる。

- (1) 契約金額が100万円以下の契約をするとき。
- (2) 契約締結後30日以内に履行し得る契約をするとき。
- (3) 有価証券を売買するとき。
- (4) 国又は地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。
- (5) その他契約書を省略しても支障がないと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、特に理事長が認めるものについては、請書を省略させることができる。

(契約保証金の納付)

第22条 会計規程第44条第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とし、契約の締結前に納付させるものとする。

2 契約保証金は、契約の相手方がその債務を履行したときは、第25条に規定の検査後、還付する。

(契約保証金の免除)

第23条 理事長は、会計規程第44条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 契約金額が500万円以下の契約をするとき。
- (2) 契約締結後30日以内に履行し得る契約をするとき。
- (3) 単価契約の方法により契約を締結するとき。
- (4) 物件の売却において、落札者が代金を即納してその物件を引き取る時。
- (5) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (6) 契約の相手方から委託を受けた保険会社が、法人と工事履行保証契約を締結したとき。
- (7) 契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 変更契約を締結する場合において、契約金額の増加割合が20パーセント以下のとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に納付させる必要がないと認めるとき。

(契約の解除)

第23条の2 理事長は、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (2) 契約の締結または履行について、不正な行為があったと認められるとき
- (3) 契約の履行にあたり、職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 契約を締結する資格を有しない者となったとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令及び契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき

(監督)

第24条 会計規程第48条第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

- 2 理事長又はその指定する職員（以下「監督職員」という。）は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査)

第25条 会計規程第48条第1項の規定による検査について、理事長又はその指定する職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。ただし、次に掲げる検査に関する事務は、納入先の理事長又はその指定する職員が行うものとする。

- (1) 単価契約をしたもの

(2) 印刷物

(3) その他納入先で検査を行うことが適当であると理事長が認めるもの

- 2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。この場合において、当該破壊若しくは分解又は試験の実施に必要な経費及び修復等に必要な経費は、当該契約の相手方の負担とする。
- 4 前3項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、契約相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。
- 5 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(検査調書の作成)

- 第26条 検査職員は、会計規程第48条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が150万円以下であるとき（固定資産の取得の場合を除く）、又は電気、ガス、水道及び電信電話に係る契約であるときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上、記名押印することでこれに代えることができる。
- 2 前項の規定は、会計規程第48条第3項の規定に基づき検査をした法人の職員以外の者について準用する。

(履行遅滞による違約金)

- 第27条 理事長は、契約の相手方が、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収することができる。
- 2 前項に規定する違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は契約で別段の定めをした場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき民法（明治29年法律第89号）第404条の利率で計算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(契約に関する経過措置)
- 2 この規程の施行日において既に締結している契約又は入札の途中であるものについては、当初の条件を準用又は引き継ぐことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年7月1日から施行する。
(規程の整備)
- 2 規程番号を平成23年第31号から第40号へ改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(契約に関する経過措置)

- 2 この規程の施行日において既に締結している契約又は入札の途中であるものについては、この規程による改正後の規定にかかわらず、当初の条件を準用又は引き継ぐことができる。

(競争に参加する者の資格に関する経過措置)

- 3 この規程による改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 30 年 6 月 30 日までの間、契約責任者は、資格者名簿に登録されていない者であっても、過去の取引実績、取扱品目、業務内容等を勘案し競争に参加させることが適当と考える場合、競争に参加させることができる。

(随意契約に関する経過措置)

- 4 この規程による改正後の第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 6 月 30 日までの間、契約責任者は、平成 30 年 3 月 31 日までに法人と契約した実績がある者から見積書を徴することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。